（前のページより続き）

○農業保険法第百五十三条第一項の農林水産大臣が定める区分及び農業保険法施行規則第百四十条第一項（同令附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による引受方式の選択の方法を定める件（同五四一）　六〇
○農業保険法第百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件（同五四二）　六二
○農業保険法附則第三条第一項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件（同五四三）
○農業保険法施行規則第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を定める件（同五四四）　六三
○農業保険法施行規則第二十七条第一項第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を定める件（同五四五）
○農業保険法施行規則第四十条第一号の牛の出生後第五月の月の末日前の日及び同条第二号の馬の出生の年の末日前の日を定める件（同五四六）
○農業保険法施行規則第四十六条の農林水産大臣の定める金額を定める件（同五四七）
○農業保険法施行規則第四十九条第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病又は不慮の傷害を定める件（同五四八）
○農業保険法施行規則第七十四条第二項第三号の農林水産大臣が指定する届出伝染病を定める件（同五四九）
○農業保険法施行規則第百四十八条第二項の全損耕地支払開始割合及び同項第一号の規定による全損耕地減収量の調整方法を定める件（同五五〇）
○農業保険法施行規則第百五十二条第三号の農林水産大臣が特定の地域及び類区分について定める桑の発芽期前の日を定める件（同五五一）　六四
○農業保険法施行規則第百五十七条第五号の表プラスチックハウスⅣ類甲の項、プラスチックハウスⅣ類乙の項、プラスチックハウスⅤ類の項及びプラスチックハウスⅦ類の項の農林水産大臣が定める基準並びに同表プラスチックハウスⅣ類乙の項の農林水産大臣が定める施設を定める件（同五五二）
○農業保険法施行規則第二百九条第二項（同令第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件（同五五三）
○農業保険法施行規則第二百十三条第二項及び第二百三十四条第二項において準用する同令第二百九条第二項の規定に基づき、果樹共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件（同五五四）　六五
○農業保険法施行規則第二百十六条第二項及び第二百三十七条第二項において準用する同令第二百九条第二項の規定に基づき、畑作物共済に係る再保険金及び保険金の限度額の算定方法を定める件（同五五五）
○農業保険法施行規則第二百十八条第一項の農林水産大臣が定める係数を定める件（同五五六）
○農業保険法施行規則附則第十二条第一項第一号の共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を定める件（同五五七）　六六
○農業保険法施行規則附則第十二条第四項第一号の農林水産大臣が定める暴風雨を定める件（同五五八）　六六
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通四三三）

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所
破産、免責、再生関係　六七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任関係　六八
地方公共団体
行旅死亡人関係　六八
会社その他
会社決算公告　六八